

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼される誠実で透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営組織体制・経営システムの構築・維持を重要な経営課題の一つと認識しており、社会環境、法制度等の変化に応じた経営監視体制など、当社グループにふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け継続した改善を図ることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2021年6月改訂版のコーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式のうち、国内外の一般上場株式については、毎年個別の銘柄毎に受取配当金や関連する収益を定量的に検証するとともに、当社企業価値の向上に寄与しているかといった定性面についても精査し、保有意義の見直しを行っております。検証の結果、保有意義が認められる銘柄については、継続して保有し、保有による効果・便益を追求してまいります。一方、保有意義が希薄化した銘柄については、一定期間内での改善を目指してまいります。改善が見込めない銘柄については売却を検討してまいります。なお、保有意義の見直しは、取締役会及び経営会議にて個別の銘柄毎に検証を行っております。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、企業価値を向上させる議案には賛成し、企業価値を毀損させると判断される議案には反対いたします。

なお、不祥事やコンプライアンス違反およびESG課題への取り組み等に著しく問題がある行為は、企業価値を毀損するものと見なしますが、それらの行為と各議案を個別に精査した上で、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、競業取引、取締役と会社間の利益相反取引を取締役会承認事項としており、毎期、競業取引、利益相反取引、関連当事者取引及び他会社等の重要な兼職状況の確認と管理を行っております。

【補充原則2-4-1】

多様性の確保についての考え方については、ダイバーシティ&インクルージョン宣言にて明示し、女性やキャリア採用者・外国人など多様な人財の起用を積極的に行っております。

目標とその状況については、ダイバーシティ推進方針や様々な具体的な取り組み内容、推進状況については当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.exeo.co.jp/company/sustainability/diversity/>

また、人財育成方針と社内環境整備方針についても取組テーマを企業風土の醸成、働き方改革、多様な人財活躍に向けた機会の創出・支援として掲げ、それぞれの実施状況についても同様に当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.exeo.co.jp/company/sustainability/diversity/>

なお、グローバル事業（海外子会社を含む）に於ける管理職のうち外国人比率は約9割、また、全管理者に対するキャリア採用の管理職比率は3割を超えており、今後も環境変化に柔軟に対応できる人材を適宜配置・登用し、同程度を目標に取り組んでまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

年金資産の運用については、経営企画部長・財務部長・人事部長をはじめ、受益者代表としての労働組合幹部等で構成される退職年金資産運用委員会において方針の決定や定期的なモニタリングを行い、年金資産運用の適正化を図っております。

また、企業年金の運営については、担当組織において必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに育成を行い、運用機関に対して運用実績や運用方針等を勘案して総合的に評価・モニタリングを行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) 当社は、グループ理念として「技術力を培う」「豊かさを求める」「社会に貢献する」を掲げ、誠実性と透明性を経営上の基本的な規範として事業運営に取り組んでおります。また、当社グループの社会における存在意義を明文化したグループパーパス「“つなぐ力”で創れ、未来の“あたりまえ”を。」を制定しています。

企業理念およびパーパスに基いた事業運営の方向性を示すものとして、2021年5月に、2030ビジョンおよび中期経営計画を発表いたしました。

2030ビジョンとして、「Engineering for Fusion 社会を繋ぐエンジニアリングをすべての未来へ」を掲げ、ESG経営を実践しイノベーション及びエンジニアリングによる社会課題の解決等に貢献し、日本はもとよりグローバル社会から必要とされる企業グループであり続けることを目指します。

なお、2030ビジョン及び中期経営計画における2025年度業績目標等の詳細については、当社ウェブサイト(株主・投資家情報ページの経営方針)に掲載しておりますのでご参照ください。

II) 当社グループでは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼される誠実で透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する経営組織体制・経営システムの構築・維持を重要な経営課題の一つと認識しており、社会環境、法制度等の変化に応じた経営監視体制など、当社グループにふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け継続した改善を図ることを基本方針としております。

III) 「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」については、下記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

IV) 取締役候補は、人格・識見ともに優れ、強い倫理観や変革を進める行動力、指導力等を有し、的確な意思決定ができる者を、取締役会の内部機関である「指名委員会」の審議を経て代表取締役が推薦し、取締役会において適否を審議、内定し、株主総会に諮る方法をとっております。

代表取締役及び役付取締役については、取締役会において選解任を決定しております。

取締役会は、解任すべき取締役がある場合は、株主総会へ当該取締役の解任議案を上程することとしております。

監査役候補は、企業経営の経験や財務及び会計に関する専門知識等、監査役としての役割を果たすうえで必要となる高い識見を持った者を代表取締役が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会に諮る方法をとっております。

V) 取締役・監査役候補の指名・解任にあたっては、株主総会招集通知等において、その理由を開示しております。

【補充原則3-1-3】

サステナビリティについての取り組み

サステナビリティへの取り組みについては当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.exeo.co.jp/company/sustainability/#Integrated_report

人的資本、知的財産についての取り組み

当社は企業にとって最重要の経営資源ともいえる「人財」の育成強化に取り組んでおり、2021年7月に「人財開発部」を立ち上げ全体最適を意識したグループ横断的な人材の配置や育成計画を進めております。

また、安全・効率化に寄与する発明にも積極的に取り組み成果を上げるとともに、知的財産の重要性に関して従業員向けに研修を実施するなど、取り組みを強化しています。

なお、中期経営計画の中で、保有する一部の知的財産や人財戦略の内容を開示しております。

<https://www.exeo.co.jp/ir/keiei.html>

気候変動に係るリスク及び収益機会について

当社は2021年12月にTCFDへの賛同を表明し、TCFDコンソーシアムへ加盟するとともに、2022年4月に経営会議の諮問機関としてのサステナビリティ委員会の設置、及び、専任組織としてのサステナビリティ推進室を設置いたしました。環境・気候変動問題をはじめとする社会課題の解決に向けて、これらの取り組みをより一層充実させていくとともに、TCFDのフレームワークに沿ったリスクおよび機会に関する情報開示を積極的に進めてまいります。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、法令および取締役会規程に定める重要な業務執行の決定や取締役の職務の執行の監督等を行っております。また、経営陣に対する委任の範囲については責任規程等により明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2、第445条の4、および同取引所が定める独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」)に従い、独立役員を確保することとしております。

なお、各独立役員の選任の理由は、下記「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおりであります。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役会において選任した独立社外取締役を含む取締役で構成する指名委員会と報酬委員会を設け、各取締役の評価基準や報酬基準等の共通認識を高め、監督機能の向上を図っております。

各委員会は、過半数の独立社外取締役で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。

(後継者計画)

当社は、当社グループ内部のみならず外部からも経営人材を登用・招聘しており、その中から当社のグループ理念や経営ビジョンを深く理解し、高い倫理観とリーダーシップを持ち、会社の継続的発展を実現できる人物を代表取締役が後継者として選出し、指名委員会および取締役会で審議のうえ、決定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役の構成において、来歴、専門分野等のバランス・多様性を確保することにより、取締役会の活性化やガバナンスの向上を図っております。取締役の員数は、激しく変化する事業環境等に迅速かつ的確に対応できる体制と考えており、執行役員制度を採用することにより意思決定のさらなる迅速化を図っております。また、取締役のスキルマトリックスおよび選任理由に関しては、定時株主総会招集ご通知に掲載しております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続は、上記「原則3-1()」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の兼任状況は、期待する役割・責務を果たすうえで合理的な範囲内となっております。

なお、取締役・監査役の重要な兼職の状況及び社外役員の主な活動状況を、株主総会招集通知において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、全取締役・監査役を対象にアンケートを実施し、外部機関による客観性を確保した集計・分析を行っており、当該分析結果ならびに取締役会での議論を踏まえ、当社の取締役会は規模・構成・運営状況等において経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていると確認いたしました。なお、ガバナンス強化の取り組みの一環として、女性役員比率の向上に努めており、2023年6月から女性の独立社外取締役を1名増員し、独立社外取締役のうち2名、独立社外監査役のうち2名の合計4名が女性となり、役員全体の24%を占めております。

また、取締役会資料の早期配付や独立社外取締役、独立社外監査役への事前説明の充実、独立社外取締役の現場視察等を継続するとともに、各事業部の事業戦略等を早い段階で議論し、方向性を合わせる「ベクトルミーティング」を本年度35件の案件について行いました。さらにはESG、SDGs等サステナビリティ向上への取り組みに関する十分な議論をサステナビリティ委員会で実施し、定期的に取締役会へ報告しております。取締役会の議論においては社外役員が独立した立場から十分な見識に基づいた積極的かつ的確な発言を行っており、その効果は取締役会の実効性の強化に確実に表れていると認識しております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価と意見を踏まえ、実効性の向上に向けて十分な検討を行い、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役は、知識や能力の向上を図るため、自己研鑽に努めるとともに、継続的に社外研修への参加や役員研修を受講することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画部コーポレートコミュニケーション室をIR担当部署としており、専任者を配置しております。株主及び投資家とのコミュニケーションを重視し、開かれた株主総会や積極的でわかりやすいIR活動などを通じて、当社グループへの理解を深め、適正な評価と信頼をいただけるよう取り組むことを基本方針としております。

【補充原則5-1-2】

I) 経営企画部コーポレートコミュニケーション室に専任のIR担当者3名を配置し、経営企画担当役員をIR担当役員に指定しております。

II) IR担当者は、建設的な対話を行うために必要な情報である業績・各種施策の進捗状況、将来に向けた営業戦略等を収集するため、主要な会議に出席するとともに、適宜、関係部署との意見交換を行っております。

III) 機関投資家及び証券アナリスト向けの決算説明会を年2回実施し、代表取締役が業績等の説明を行っております。また、当社の事業内容や技術力・現場力の高さについて理解を深めていただくための「事業説明会」、「現場説明会」を適宜開催しております。

IV) 対話における質問・意見については、適宜取りまとめ、経営陣に直接フィードバックし、当社経営のレビュー等に活用しております。

V) 「インサイダー取引に関するリスク別マニュアル」及び「IR活動における基本行動要領」を定め、インサイダー情報の管理を徹底しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

当社は、中期経営計画(2021-2025)で2025年度の目標としてROE9.0%目標とし、資本コストを意識した経営を行っております。資本コストや株価を意識した当社の取り組みについては、決算説明会資料や統合報告書において開示を行っております。

<https://www.exeo.co.jp/ir/ir.html>

【株主との対話の実施状況等】

株主との対話の実施状況については、統合報告書にて開示を行っております。

<https://www.exeo.co.jp/ir/ir.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	29,438,300	14.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,989,000	9.59
エクシオグループ従業員持株会	9,685,122	4.65
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,024,400	4.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,597,144	2.69
住友生命保険相互会社	4,593,960	2.21
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,365,900	2.10
住友不動産株式会社	4,163,200	2.00
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	3,668,000	1.76
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	3,365,600	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 上記「大株主の状況」は、2024年9月30日現在の状況を記載しております。
2. 当社は、自己株式を5,282千株保有しておりますが、上記の表には含めておりません。
3. 2024年6月17日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として、2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
(氏名又は名称 / 所有株式数 / 所有割合)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー / 19,786千株 / 9.26%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小原 靖史	他の会社の出身者											
岩崎 尚子	学者											
望月 達史	その他											
吉田 佳司	他の会社の出身者											
荒牧 知子	公認会計士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小原 靖史	○	(業務執行者であった法人等) トヨタ自動車株式会社 トヨタ東京カローラ株式会社(現トヨタモビリティ東京株式会社) 大阪トヨタ自動車株式会社 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	トヨタグループにおける企業経営の豊富な経験と識見を有し、これまで当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献と幅広い経営的観点からの助言を期待できるため、引き続き社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
岩崎 尚子	○	(業務執行者であった法人等) NPO法人国際CIO学会(現任) シンガポールナンヤン工科大学 総務省(現任) APECスマート・シルバー・イノベーション(現任) 内閣府(現任) 学校法人早稲田大学(現任) 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	国際関係、国・自治体行政、災害対策・BCP、高齢化社会、女性活躍推進等におけるデジタル化に関する国際的な第一線の研究者・専門家であり、これまで当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献と幅広い経営的視点からの助言を期待できることから、引き続き社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
望月 達史	○	(業務執行者であった法人等) 三重県 総務省 内閣府 地方公共団体情報システム機構 一般財団法人消防防災科学センター 全国町村議会議長会 一般財団法人行政書士試験研究センター(現任) 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	長年にわたり中央省庁、地方自治体等の要職を歴任しており、その職歴を通じて培った識見を有し、これまで当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献と幅広い経営的視点からの助言を期待できるため、引き続き社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
吉田 佳司	○	(業務執行者であった法人等) JFEエンジニアリング株式会社 一般社団法人日本水道鋼管協会 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	JFEエンジニアリング株式会社等の役員として、企業経営の豊富な経験と識見を有し、これまで当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献と幅広い経営的観点からの助言を期待できるため、引き続き社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。

荒牧 知子	○ (業務執行者であった法人等) センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 通商産業省 日本アイ・ビー・エム株式会社 荒牧公認会計士事務所(現任) 株式会社三城ホールディングス (現株式会社バリミキホールディングス) 日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議委員 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構有識者会議委員(現任) 総務省(現任) 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識に加えて企業経営における識見を有し、これまで当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献と幅広い経営的観点からの助言を期待できるため、引き続き社外取締役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
--------------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の内部機関として「指名委員会」「報酬委員会」を設置し、企業統治の更なる充実に努めております。指名委員会は取締役候補者の指名や取締役の解任等に関する審議を、報酬委員会は取締役の報酬・賞与等に関する審議を行い、取締役会へ所要事項を報告しております。

なお、上記「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」については2024年度の状況を記載しております。

2024年度の委員構成は以下のとおりであります。

指名委員会(委員長)望月達史社外取締役
 (委員)三野耕一取締役、林茂樹取締役、小原靖史社外取締役、岩崎尚子社外取締役

報酬委員会(委員長)小原靖史社外取締役
 (委員)渡部則由紀取締役、光山由一取締役、吉田佳司社外取締役、荒牧知子社外取締役

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で、会計監査における年度計画策定時の意見交換及び四半期・年度監査に関する報告会等の定例会合を通じて、また、内部監査部門との間では、内部監査における年度計画策定時の意見交換及び業務監査に関する報告会等の定例会合を通じて、適正な監査意見形成のための実効的な連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 貴美子	弁護士													
大澤 栄子	公認会計士													
原島 朗	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 貴美子	○	(業務執行者であった法人等) KPMG港監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 三井法律事務所 高橋貴美子法律事務所(現任) 日本公認会計士協会 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法律に関する豊富な経験と専門知識を有し、これまで独立した立場から取締役の職務執行を監査するほか、社外監査役としての役割を適切に果たしております。今後も監査役職務の適切な遂行が期待できるため、引き続き社外監査役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
大澤 栄子	○	(業務執行者であった法人等) 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 大澤公認会計士事務所(現任) 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	公認会計士として大手監査法人における財務及び会計に関する豊富なグローバル経験と専門知識を有し、これまで独立した立場から取締役の職務執行を監査するほか、社外監査役としての役割を適切に果たしております。今後も監査役職務の適切な遂行が期待できるため、引き続き社外監査役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。
原島 朗	○	(業務執行者であった法人等) 東京海上日動火災保険株式会社 東京海上ホールディングス株式会社 当社と上記法人等との間には重要な取引等の関係がないため、当社の意思決定に影響を与える利害関係はないと判断しております。	東京海上ホールディングス株式会社などの役員として、グローバルビジネスをはじめとした豊富な企業経営の経験と優れた識見を有することから、監査役職務の適切な遂行が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また同氏は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する基準に該当していないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

8 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2019年6月21日開催の第65回定時株主総会において、取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとするとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション制度に代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。
その限度額は、業績連動型譲渡制限付株式について年額50百万円以内、勤務継続型譲渡制限付株式について年額50百万円以内とご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2023年度における当社の取締役及び監査役の報酬等の額

単位:百万円

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数(人)
		金 銭 報 酬 基本報酬	長期インセンティブ型報酬 賞与	譲渡制限付株式	
取締役(社外取締役を除く)	213	105	69	37	8
監査役(社外監査役を除く)	40	40	-	-	3
社外取締役	57	57	-	-	5
社外監査役	28	28	-	-	4

(注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名を含めております。
2. 2023年6月23日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した荒牧知子氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めています。
3. 社外取締役及び監査役は、業務執行から独立した立場であることから、その報酬は基本報酬のみとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 基本方針
当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、以下を基本方針としております。
 - ・中長期的な企業価値向上に向け、インセンティブが有効に機能すること
 - ・優秀な人材の確保・維持ができる水準であること
 - ・決定プロセスにおいて、透明性及び公正性があること
- 決定方法
取締役の報酬額及びその算定方法の決定に関する方針については、取締役会において選任した独立社外取締役を含む取締役で構成する報酬委員会(委員長は独立社外取締役)にて審議し、取締役会の決議により決定しております。
- 報酬構成
取締役(社外取締役を除く)の報酬構成については、基本報酬・賞与・譲渡制限付株式で構成され、その割合の目安は以下のとおりとしております。(使用人兼務取締役については使用人部分の給与・賞与を含んだ割合)

固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	長期インセンティブ型報酬 (譲渡制限付株式)
60%	30%	10%

- 基本報酬
基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。
- 業績連動報酬
業績連動報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して賞与を支給しております。賞与は、当事業年度の業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。賞与の算定指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その理由は、取締役が経営者として連結業績全般に対する責任をもつこととするためであります。賞与の算定方法については、基本報酬に事業計画達成度及び定性評価を加味した指数を乗じることにより算出しております。
- 長期インセンティブ型報酬
長期インセンティブ型報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を交付しており、譲渡制限付株式は業績連動型譲渡制限付株式と勤務継続型譲渡制限付株式で構成されております。

種類	業績連動指標	概要及び指標の選定理由
業績連動型 譲渡制限付株式	連結 営業利益	企業価値の持続的な向上を図る中長期のインセンティブとするとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、中長期の連結利益による業績達成度との連動等を基本とし、役位に応じて付与しております。業績連動指標は、業績目標の達成に直結するとともに株主の皆様との価値共有に繋がる指標として、連結営業利益としております。
勤務継続型 譲渡制限付株式	—	一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、関連部署が各種資料の提供・説明等を適時実施することで、適切な意思決定・意見形成のための実効的な連携に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小園 文典	相談役	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 有	2019/6/21	2024年11月
村上 治	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 無	1997/6/27	任期の定めなし
貝淵 俊二	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 無	2003/6/27	任期の定めなし
高島 征二	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 無	2008/6/23	任期の定めなし
石川 國雄	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 有	2013/6/21	任期の定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	5 名
--------------------------	-----

- 1.相談役、名誉顧問の任命に際しては、取締役会の決議を要します。
- 2.相談役、名誉顧問は、当社の業務執行および監督には一切関与しません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社というガバナンスの枠組みの中で、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速かつ的確な意思決定および執行を行っております。2024年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、取締役13名(社外取締役5名を含む)、監査役5名(社外監査役3名を含む)執行役員31名となりました。全社外取締役及び社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。

代表取締役社長を議長とする取締役会は、重要事項の決定および業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会の決定に基づき業務を執行します。また、経営会議では、重要な業務の執行に関する事項についての審議を行っております。

なお、当事業年度において開催された取締役会は15回、監査役会は16回であり、当事業年度末における社外取締役の出席率は98%、社外監査役の出席率は100%となっております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会資料の早期配布や取締役会議題の提案の背景、目的、その内容に関する事前説明を行っております。

また、取締役会の内部機関として「指名委員会」「報酬委員会」を設置し、企業統治のさらなる充実に努めております。指名委員会は取締役候補者の指名や取締役の解任等に関する審議を、報酬委員会は取締役の報酬・賞与等に関する審議を行い、取締役会へ所要事項を報告しております。

当社は「内部統制システム基本方針」に基づき、法令等の遵守、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性の確保を図るための実施体制等を整備するとともに、当該内部統制システムの運用状況の全体的把握と評価等を行う内部統制委員会(委員長:代表取締役社長)を設置しております。

なお、内部統制委員会の下に、以下の関連委員会を設置しております。

- ・コンプライアンス委員会
- ・事業リスク管理委員会
- ・情報セキュリティ委員会

内部監査については、当社の内部監査部門と主要グループ会社の内部監査部門が連携して、当社及び子会社を対象とした業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備、運用状況の監査を実施しており、内部監査の結果については、当社の取締役会及び経営会議の他、四半期毎に常勤監査役も出席するコンプライアンス委員会に、内部監査部門から直接報告するデュアル・レポーティング体制を採用しております。

監査役監査については、監査方針・監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席による議事運営・決議内容を監査するほか、代表取締役をはじめ本社幹部・主要な事業所・子会社への面談・往査により業務及び財産状況の監査を実施するとともに、DX推進への取り組み、エリア特性に応じた運営体制、当社グループとしての一体的なR&D推進及び人的資本の観点から人材の確保・育成、従業員の安全衛生等について意見交換を行っています。

2024年3月期における会計監査の状況については、以下の通りです。

- a. 監査法人の名称
太陽有限責任監査法人
- b. 継続監査期間
3年間
- c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新井 達哉
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西村 大司
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大塚 弘毅
- d. 監査業務における補助者の構成
公認会計士 12名
その他の補助者 16名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会は監査の方針・監査計画などに従い、取締役会その他重要な会議へ出席し、公平・公正の観点から、取締役会などからその職務の執行状況の聴取、主要な事業所・グループ会社の業務及び財産状況の監査などを実施する体制とすることで適正なコーポレート・ガバナンスを確保できるものと判断し、当該体制を採用しております。

社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は、社外取締役については、豊富な経験と幅広い識見を踏まえた発言を行うことにより、独立・中立的な立場から当社の経営の監督・監視機能を果たすと考えております。また、社外監査役については、客観的な立場で高い専門性、豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を監査に活かすことで、経営監視機能を果たすと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第51回定時株主総会(2005年6月)より、株主総会招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第50回定時株主総会(2004年6月)より集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	第51回定時株主総会(2005年6月)より導入しており、現在では、インターネットに接続可能なスマートフォン、パソコン等の利用による議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第53回定時株主総会(2007年6月)より、機関投資家が議決権を行使しやすい環境を提供することを目的に、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに招集通知(要約)の英文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家を含むあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と信頼を得ることを目的として、当社に関する情報を公平かつ適時適切に開示するとともに、積極的でわかりやすいIR活動を行っております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および期末決算の年二回説明会を開催しており、毎回数十名の機関投資家と証券アナリストが参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が欧州・北米などの海外機関投資家を毎年訪問し、事業動向・業績等の説明を行っております。 なお、近年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、Web会議を併用して実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、会社情報、事業内容、株主・投資家情報、ニュースリリース等を紹介しているほか、決算短信、決算説明会資料、月次受注状況等の各種IR資料を経年で掲載しております。 また、海外の株主・投資家向けに英文サイトを設け、各種英文資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部コーポレート・コミュニケーション室に専任者3名を配置しております。	
その他	国内外の機関投資家・証券アナリストと年間を通じて積極的にミーティングを実施し、事業動向や業績等について適正に理解していただくよう努めております。 また、年二回の決算説明会以外にも、代表取締役が国内の機関投資家・証券アナリストに、事業動向・業績等を直接説明する機会を設けております。 その他、事業説明会・現場見学会・個人投資家向け説明会を随時開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、CSR基本方針となるグループ理念に、「技術力を培う」「豊かさを求める」「社会に貢献する」を掲げ、誠実性と透明性を経営上の基本的な規範として事業運営に取り組んでいます。 「エクシオグループ基本行動宣言」においては、「エクシオグループの基本倫理」を行動の基本とし遵守することが、ステークホルダーに対しての永遠不変の責務であることを確認し、グループ理念の実現に努めることを宣言しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境と共生していくことは企業にとって社会的な責任であり持続可能な社会を築く大きな要素です。当社グループは、通信キャリア、都市インフラ、システムソリューションの各事業活動を通じた社会課題の解決を行うとともに、その事業活動においても環境との調和を念頭に置き、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。 また、当社グループは、2000年5月より継続して認証を取得している環境マネジメントシステム(ISO14001)の推進にあたり、PDCAサイクルによる全社的な環境保全活動を通じ、継続的に環境負荷の低減に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示は重要な経営課題のひとつであり、すべてのステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。 そのため、法令に基づく開示以外にも、重要と判断される情報(財務・非財務情報)については、当社ウェブサイトや統合報告書等の手段により、積極的に開示を行っております。
その他	多様化するお客様ニーズへの迅速かつ柔軟な対応と、事業の発展と業績向上のため、「Team EXEO」としてジェンダー、信条、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等を問わず多様な価値観を認め合う風土づくりを旨とし、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しております。人財開発部ダイバーシティ推進室を中心に、より効果的・体系的に各施策を展開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「技術力を培う 豊かさを求める 社会に貢献する」という企業理念を基本とし、その実現のため、当社グループ取締役及び使用人一人ひとりが誠実性と透明性をもった企業経営を実践してまいります。

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

- (1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び社会規範・企業倫理の遵守を経営の最優先事項と位置づけ、それを確固たるものとする仕組みとしてコンプライアンス・プログラムを制定し、取締役は自ら当該プログラムを実践するとともに使用人に周知徹底を図る。使用人は同プログラムに従い誠実に業務を遂行する。
 - ・また、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため内部通報制度を設置する。
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書及び記録の管理に関する規程に則り、その保存及び管理を適正に実施する。
 - ・また、当該情報について、監査役からの閲覧請求があった場合、同規程に定める文書管理責任者は速やかに提出する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に係る規程に則り、代表取締役社長の下にリスク管理体制を整備し、その充実を図る。
 - ・リスク管理部門は、各部門によるリスクの抽出、評価、対応策の実施状況を把握するとともにリスク管理の推進を図る。
 - ・内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
 - ・代表取締役社長は取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な施策を策定し、取締役会の承認を得る。
 - ・また、代表取締役社長をはじめ、取締役は、全組織的な会議の場を活用し、円滑な業務執行のための情報交換や指示・支援を行う。
 - ・職務の執行に当たっては社内システムを活用し、事業計画の進捗状況の管理を行うとともに、取締役会が定期的にレビューを実施する。
- (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に則り、適切に報告する体制及び運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを整備し、グループ企業の財務報告の信頼性と適正性を確保する。
 - ・グループ企業の営業成績、財務状況その他経営上重要な情報については、当社が定める子会社運営規程等において、グループ企業に対し、当社への報告又は当社の承認を得ることを義務づける。
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理に係るリスク管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・当社はグループ・コンプライアンスリスク・コントロール・スタンダードを制定し、社会から求められる水準を充たす統一したルールのもと、グループ企業各社がコンプライアンス推進活動をより確実なものとするための基盤となる体制・業務プロセス等を整備する。
 - ・当社は、グループ企業の取締役の職務執行の効率性を確保するため、当社グループの中期経営計画を策定し、また、グループ事業を統括する部門を設置するとともに、グループ社長会議等により円滑な業務運営に努める。
 - ・当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ企業の全ての取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ・当社は、グループ企業の取締役、監査役及び使用人を対象とした、法令遵守等に関する研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ・当社内部監査部門は、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合は、業務執行から独立した専属の組織を設置する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得ることとし、また、当該補助者は他部門を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役会報告規程に則り、取締役及び使用人は、適時、適切に監査役会に報告する。

(9)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・グループ企業の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・当社リスク管理部門及び内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(11)監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に対し請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を保障するとともに、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

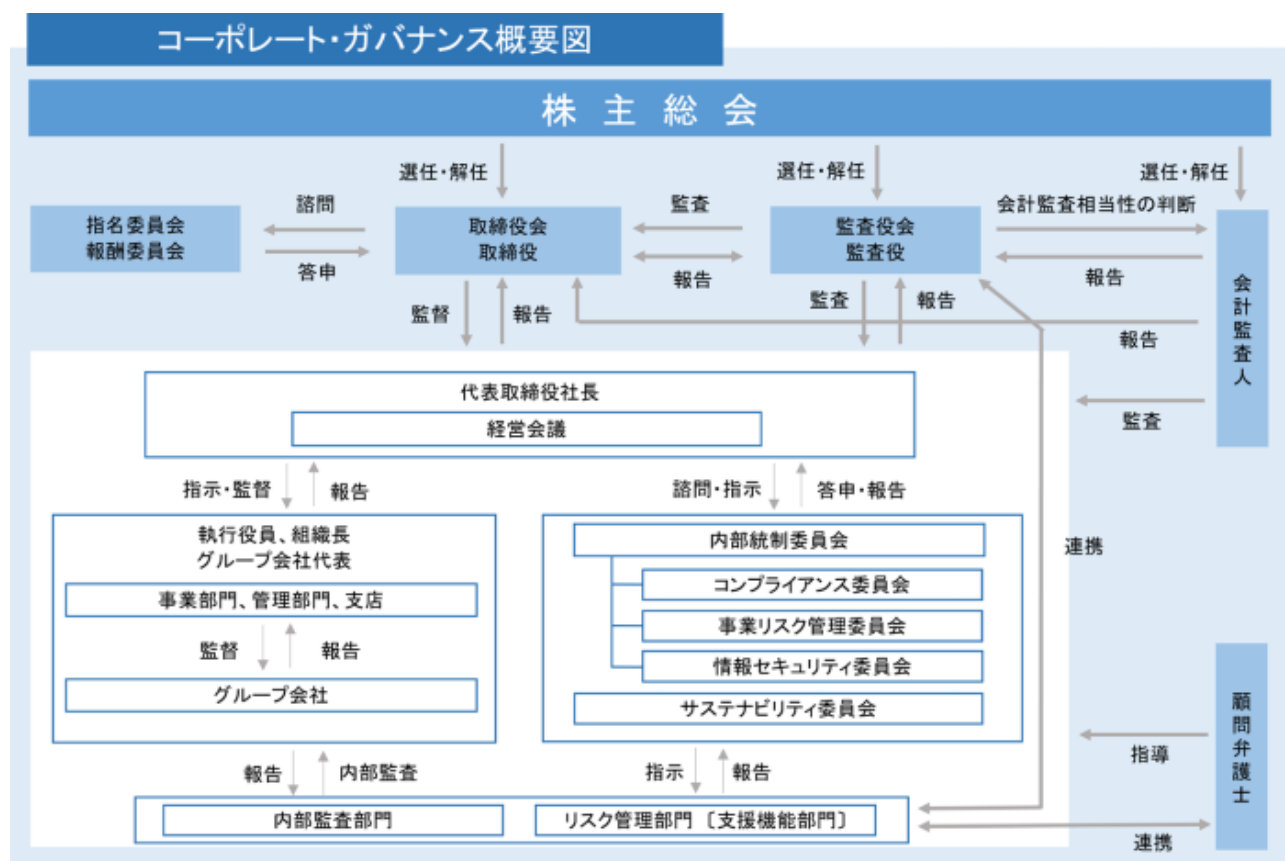
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社グループは、重要な決定事実及び決算に関する情報については、取締役会などの決議・決定が行なわれた時点で適切に情報開示を行っております。また、重要な発生事実に関する情報については、その発生を認識した時点で迅速に開示しております。

さらに、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断される情報などについても積極的に開示し、経営の透明性を高めるよう努めております。

なお、情報開示手続きについては、東京証券取引所の電子開示システム(TDnet)への登録受付終了後、当社ホームページへの掲載も併せて行っております。



・適時開示体制

